

令和3年第10期事業報告

令和3年4月1日

至令和4年3月31日

令和4年6月25日

一般社団法人輝水会

I 法人の概況

当法人は2012年（平成24年）7月11日に設立し、令和4年3月31日、令和3年第10期事業年度を終えた。

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症（coronavirus disease 2019、以下、「COVID-19」）の感染拡大と新たなオミクロン株の感染者増加に伴い依然変わらない状況の中、当期事業計画に従い、感染対策を万全に実施するという方針のもと、事業活動をすべて行い、COVID-19が収束していない状況であっても前期以上の参加人数が自主活動などを継続することができた。

かねてより当法人は、脳損傷や神経・筋疾患などにより生活機能（心身機能・構造、活動、参加）に課題のある人を対象に、健康づくりに特化した制度の隙間を埋めていくインフォーマル（制度化されていない）なサービスを開発している。

当期、一部定款変更を行い、公益目的事業として、その目的を「この法人は、スポーツを通じて地域において全ての人々が障害の有無により分け隔てられることなく、スポーツを一緒に楽しむ文化を地域に根づかせ、社会の新しい価値を創り出し、対等に人格と特性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を図り、もって公益の増進に寄与すること」とした。この目的を達成するため事業を一つに絞り、定款第4条（公益目的事業）第1項1号には、

（1）教育、スポーツ等を通じた自発的活動及び社会参加支援事業

と定め、事業展開を以下3つの社会資源開発の柱立てのもと実施した。

- ① 社会生活自立支援開発（自発的行動支援プログラム開発）
- ② 福祉人材育成開発（相互能力開発）
- ③ 地域開発（地域連携開発）

II 重要な報告事項

1. スミセイコミュニティスポーツ推進助成を用いた「リハビリテーション・スポーツ教室」開催

公益法人住友生命健康財団より「2020年度スミセイコミュニティスポーツ推進助成プログラム」を用い、当法人主催のリハビリテーション・スポーツ教室（以下、「リハ・スポーツ教室」）を5期開催し、参加者のSF-36調査、研究を行うとともに、教室終了後、参加者を自主的な活動につなぐとともに、サポート体制の構築及びボランティアの育成を行った。

2. 世田谷区保健センターとの連携協定に基づく自主化拠点拡充

2017年より、公益財団法人世田谷区保健センター（以下、「保健センター」）との連携協定における「新たな障害者の健康づくりのプログラムの推進」に基づいた「リハビリ・スポーツ講座」を10月18日（月）～11月29日（月）全7回を開催し、終了後、新たに池尻地域において毎週自主的な活動ができるようサポートを始めた。

当期は断続的にCOVID-19のオミクロン株の感染拡大が続く状況にあったが、感染対策を万全に行うことで感染者やクラスターを出すことなく「リハビリ・スポーツ講座」及び、当法人主催の「リハ・スポーツ教室」開催後の自主グループ活動において、コロナ禍でも安全に活動を行えるよう活動拠点を5地域（松原・若林・希望丘・九品仏・池尻）へと拡充するとともに、完全自主化とサポート

体制を構築。し、延べ参加者は昨年の 322 名から 498 名の参加へと増加した。

3. 令和 2 年年度寄附金について

賛助会員 3 名、より、計 23,000 円の寄付があった。

	入金日	氏名(敬称略)	金額 (円)
賛助会員	6 月 12 日	長谷川 幸子	15,000
賛助会員	6 月 17 日	藤井 か代子	3,000
賛助会員	6 月 21 日	長谷川 幹	5,000
		合計	23,000

令和 3 年度の寄付金の主な用途は、以下の通りである。

公認会計士からのアドバイス費用の一部。

Ⅲ各事業の活動報告

1. 社会生活自立支援開発（自発的行動支援プログラム開発）

(1) 水中リハビリテーション教室の実施・調査研究及び普及・促進

①障害のある人がプールに入るきっかけ作りと社会参加促進のための体験教室

毎週水曜日の実施。(世田谷保健センター専門相談課と連携) 延べ 102 人の参加があった。

②障害のある人とその家族・医療従事者・運動指導者・ボランティアを対象とした、水中アビリ

ティエクササイズ@のリモート講習会を 5/29(土)・7/16(金)・9/18(土)・11/15(火)・

1/15(土)・3/19(土) 全 6 回実施。医療福祉関係者 26 名・運動指導者 6 名・当事者 14 名・当事者家族 3 名・その他 5 名の参加があった。

(2) 「2020 年度スミセイコミュニティスポーツ推進助成プログラム」を用いた、リハ・スポーツ教室の開催

当法人主催のもと以下 5 期開催し、延べ 19 名の参加者の SF-36 調査、研究の実施。ボランティア 3 名の育成を行った。

①4/2 (金)～6/4 (金)②6/7 (金)～8/9(月) ③8/20 (金)～10/22 (金)

④10/25(月)～12/27 (月) ⑤R4. 1/7(金)～3/11 (金)

① 令和 3 年度「リハ・スポーツ教室」の効果検証 健康関連 QOL[SF-36]集計結果

令和 3 年度は 19 名の参加があった。途中参加 1 名を除く 4 名を分析対象とした。

【参加状況 (延べ人数)】

参加人数	男性	女性	平均年齢
19	9	10	62.4

【参加者の詳細】

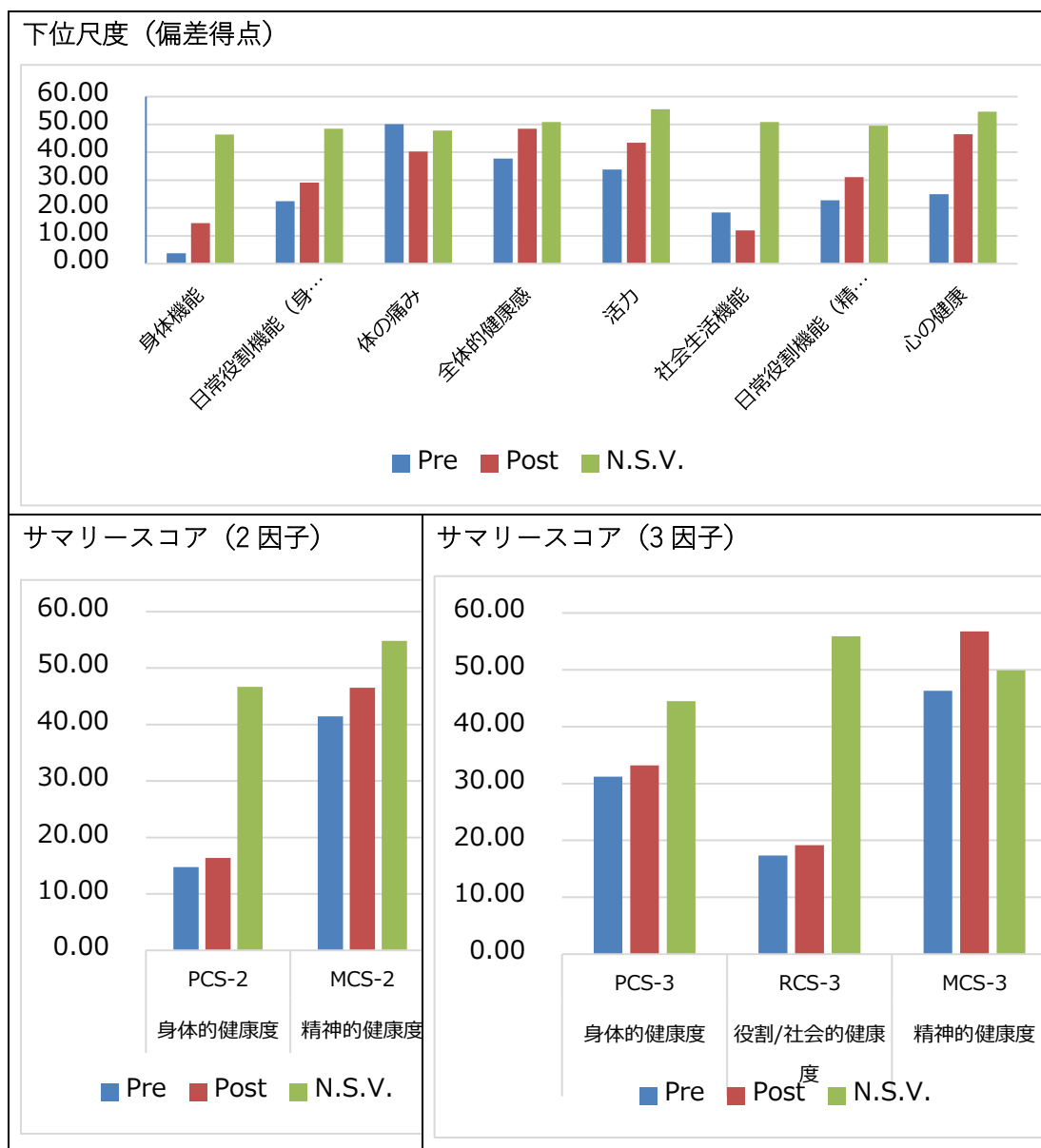
参加番号	クール	年齢	性別	身体状況
1	1	74	男性	脳梗塞、左片麻痺
2	1	77	女性	難病(シェーグレン症候群)
3	1	59	女性	脳梗塞、左片麻痺
4	1	62	男性	体幹機能障害
5	1	69	男性	脳出血、左片麻痺 (2020年度参加者)
6	2	51	女性	くも膜下出血、右片麻痺 (2020年度参加者)
7	2	58	男性	脳梗塞、右片麻痺
8	3	60	女性	脳出血、左片麻痺
9	3	59	女性	脳梗塞、左片麻痺 (第1クールにも参加)
10	3	69	男性	脳出血、左片麻痺 (2020年度および2021年度第1クール参加者)
11	3	76	男性	脳出血
12	5	60	女性	
13	5	59	女性	脳出血、左片麻痺
14	5	69	男性	脳梗塞、左片麻痺
15	5	76	男性	脳出血、左片麻痺
16	5	55	女性	脳出血、左片麻痺
17	5	67	女性	股関節症
18	5	70	女性	多発性骨髄腫・大腿骨絵師のため人工股関節(左右)
19	5	28	男性	物忘れや不活動が気になる

SF-36 集計結果

■初回参加時で前後のデータが取れた 8 名

Pre : 1 回目開始前、Post : 10 回目終了時、N.S.V : 国民標準値 (年齢および性別)

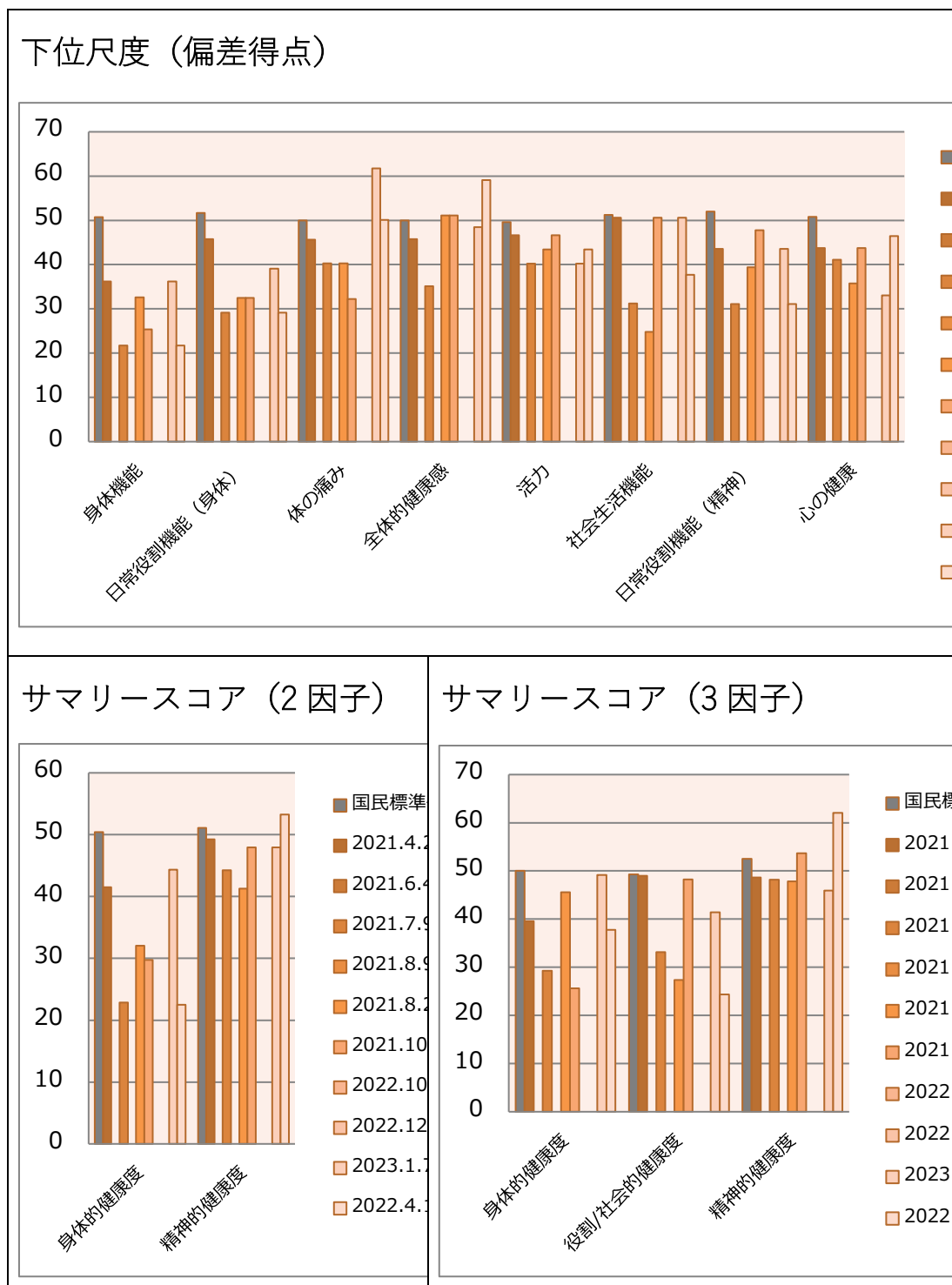
参加番号 1



身体的、役割/社会的、精神的いずれも改善がみられている。特に、精神的健康度は 3 コンポーネントにおいて国民標準値を上回る状態になっていることから、参加によって健康度が大きく改善したといえる。ただ、下位尺度の痛みが悪化しており、身体活動を継続するためには日々のストレッチなど、身体的なメンテナンスの必要性が示唆される。

■複数回参加者 4 名

Pre : 1 回目開始前、Post : 10 回目終了時、N.S.V : 国民標準値 (年齢および性別)



下位尺度からは、長期的に運動を実施することで痛みが改善され、それが全体的健康観の改善につながっていることが示唆される。その反面、身体面では参加前後で低下しやすい状況であるが、今回の開始前は、前回終了時よりも向上しており、教室参加によって目標値が上がることで相対的に低下している可能性がある。その中でも、仲間と一緒にスポーツを楽しむ機会は、精神的健康度の維持・改善に大きく貢献し、国民標準値と同等か上回るレベルにある。

2. 福祉人材育成開発（相互能力開発）

(1) 講習会及び研究発表等

- ①世田谷区福祉・人材育成センターとの連携による小・中・高校生に対する「夏休み福祉体験」を Zoom 開催により、7/31(土)・8/2(月)・8/3(土)・8/9(月)・8/20(金)・8/21(土)・8/23(月)の7日間(午前・午後・計14回)実施。
- ②12/14 世田谷区内小学校において4年生60名に対する「障害のある人と共に楽しむポッチャ交流会」を実施。自主グループより当事者6名参加。
- ③「しまね高次脳機能障害リハビリテーション講習会」講師派遣依頼（損保協会助成事業）・「水中リハ講習会及び体験会・当事者と支援者が共に楽しむポッチャ交流会」実施。11月20日(土)・21日(日)
- ④せたがや福祉区民第13回大会（動画投稿により井筒理事・手塚共同実践研究発表）

IV 会員等異動

1. 正会員及び賛助会員異動

	令和3.4.1現在	入会	退会	令和4.3.31現在
個人正会員	42	12	2	52
団体正会員	1	0	0	1
賛助会員	3	0	0	3

2. 役員異動

	令和3.4.1現在	退任	新任	令和4.3.31現在
理事	3	1	1	3
監事	1	0	0	1
役員合計	4	0	0	4

V 会議等開催状況

1. 令和2年第9期定時社員総会

令和3年6月19日13時00分から、東京都世田谷区において、令和2年第9期定時社員総会を開催した。

社員の総数	48名
総社員の議決権数	48名
議決権を行使できる社員の数	48名
議決権を行使することができる社員の議決権数	48個
出席社員数（委任状による出席を含む）	42名
出席社員の議決権数	42個
出席理事	手塚 由美（議長兼議事録作成者）、 小川 彰、木畑 実麻
出席監事	山中 章江

定刻、代表理事手塚由美から本日の定時社員総会は定款第12条の規定する定足数に達している旨の報告があった。次いで、定款第14条の規定により、代表理事手塚由美が議長席につき、本会は適法に成立したので開会すること、定款第17条2号の規定により議事録署名人として、木畑実麻氏及び小川彰氏を指名する旨を宣言し、直ちに議事に入った。

決議事項

第1号議案 令和2年第9期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

事業報告及び計算書類承認の件

議長は、まず山中監事に監査報告を求めたところ、山中監事より事業報告及び決算報告について監査報告書記載のとおり、特段あらためて指摘すべき事項はない旨報告があった。

続いて、議長より当期における事業状況を事業報告及び附属書類により詳細説明報告し、下記の書類を提出して、その後承認を求めたところ、過半数の賛成を得て原案の通り承認可決した。

1. 貸借対照表
2. 正味財産増減計算書
3. 正味財産増減計算内訳表
4. キャッシュフロー・計算書（間接法）
5. 勘定科目内訳明細書

第2号議案 定款一部変更の件

議長より附属書類により詳細説明報告し、その後承認を求めたところ、過半数の賛成を得て原案の通り承認可決した。

第3号議案 理事1名選任の件

議長より附属書類により詳細説明報告し、理事1名を選任したく議場に諮ったところ過半数の賛成を得て原案の通り承認可決した。

選任された理事については、その場で就任を承諾した。

選任された理事 井筒 紫乃

2. 理事会（年間全6回）

【令和3年度第1回通常理事会】

- ・日時 令和3年5月8日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢8-30-10 本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、木畑
- ・出席監事 山中
- ・主な内容 令和2年度第9期事業報告及び決算報告承認の件、令和2年第9期定時社員総会招集の件、定款一部変更の件その他

【令和3年度第2回通常理事会】

- ・日程 令和3年6月19日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢8-30-10 本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、木畑、井筒
- ・出席監事 山中
- ・主な内容 理事業務委託契約の件、レジリエンス・スポーツの名称及び意義と商標登録の件その他

【令和3年度第3回通常理事会】

- ・日程 令和3年9月11日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢8-30-10 本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、井筒
- ・出席監事 山中
- ・主な内容 新規個人会員入会希望の件、その他

【令和3年度第4回通常理事会】

- ・日程 令和3年11月13日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢8-30-10 本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、井筒
- ・出席監事 山中
- ・主な内容 会計顧問料に伴う費用の件、公益認定の方向性の件その他

【令和3年度第5回通常理事会】

- ・日程 令和4年1月15日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢8-30-10本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、井筒
- ・出席監事 山中
- ・主な内容 新規個人会員入会希望の件、その他

【令和3年度第6回通常理事会】

- ・日程 令和4年3月19日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢8-30-10本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、井筒
- ・出席監事 山中
- ・主な内容 令和4年度事業計画書・予算書承認の件、公益認定申請に伴う事業の概況の件、その他

2. 役員名簿（令和4年3月31日現在）

理事長（代表理事）	手塚 由美
理事（常務研究理事）	小川 彰
理事	井筒 紫乃
監事	山中 章江

VI 次期事業計画及び今後の展望

当法人は、令和2年第9期社員総会において承認された定款一部変更について、定款第3条（目的）では、スポーツを『文化』（人々の日常にまつわる自立、社会参加の保障）と『学びの場』（体験の場と機会）と捉え、「スポーツと一緒に楽しむ文化が当たり前地域に根つき」、それが「社会の新しい価値（地域共生社会）の創出」と考えた。

次に定款第4条（公益目的事業）では、前条の目的を達成するため「教育、スポーツ等を通じた自発的活動及び社会参加支援事業」とした。「自発的活動」とは、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、全ての地域住民による地域における自発的な取り組みを指している。また当法人が考える「社会参加」とは、「他者の力を借り、意思表示、意思決定をすること」、「支援を受けながら社会的役割をもつこと」、「自らの輝いた能力を活用して社会生活に参加すること」等を指し、社会生活のあらゆる場面において人権が尊重され、社会参加の機会促進及び役割並びに努力・工夫（その人らしい社会参加）を共に学んで行くことを目指している。

この二つを併せて、教育、スポーツ等を通じ人生を生き抜く力を身につけ、その力を磨くため『人間的成長』（豊かな人間性を育む「生きる力」―「受け身」から「発信者」）を

目標にする。続いて当法人が考える「支援」とは、『その人の努力（輝く姿）』を支援することを考えた。したがって一方向の支援ではなく、障害のある人、ボランティアをはじめ本事業に携わる全ての人を対象である（「多様性を認める」姿）。

最後に、自発的活動及び社会参加支援事業を一つにまとめ『地域生活支援』（安心して暮らせる地域生活支援）とし、その下に、事業展開の3本の柱（3つに社会資源開発）とし、

1. 社会生活自立支援開発（自発的行動支援プログラム開発）、
2. 福祉人材育成開発（相互能力開発）、
3. 地域開発（地域連携開発）を実施する。

当法人は、東京都において公益認定を所管する東京都生活文化局の当法人担当者と、来期中に公益認定を済ませることを確認している。因って当期より公益認定に沿って事業を進めて行く。

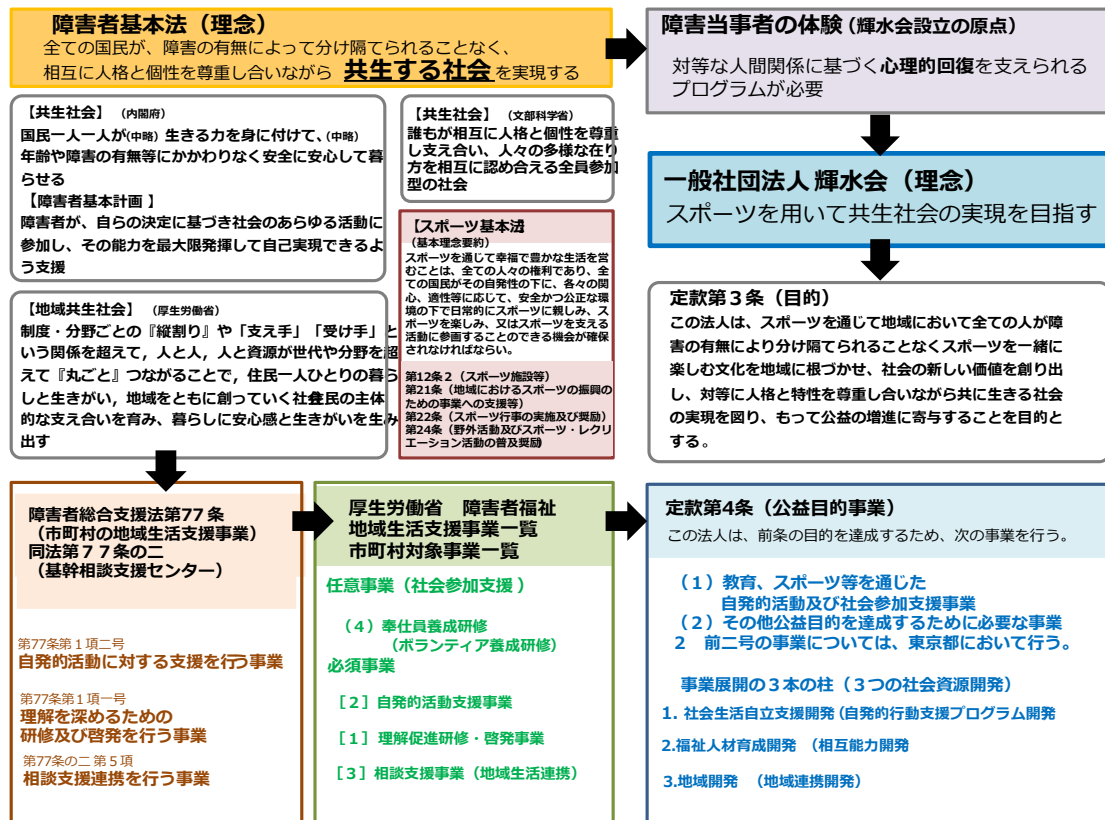
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第1条（目的）前段において、『民間の団体が自発的に行う公益』と定めている。これは行政の目線ではなく、市民目線で「公益」を見ていることになる。

次に同法第2条（定義）4号では、「公益目的事業」について、『学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。』となる。「別表各号に掲げる種類の事業」とは、同法「別表（第二条関係）」記載23種類の事業分野になっている。当法人では、『九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業』が該当すると考えている。

続いて、『不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの』とは、「不特定多数性」（目的における公益性）と置き換えることが出来、認定法における不特定多数性が認められるには、以下の2つの要件を満たす必要がある。

- ・社会全体に対して利益が開かれているか。
- ・受益の機会が、一般に開かれているか。

さらに内閣府公益認定等委員会が公表している公益認定等ガイドラインにおいて、17の事業区分を示されている。当法人ではその中で、『体験活動等』、『講座、セミナー、育成』、『相談、助言』の3事業区分が相当と考え、それぞれ、1. 社会生活自立支援開発（自発的行動支援プログラム開発）について『体験活動等』。2. 福祉人材育成開発（相互能力開発）について『講座、セミナー、育成』。3. 地域開発（地域連携開発）について『相談、助言』を掲げ、定款第4条に定める公益目的事業を実施する。



（別添え：「公益目的事業のスキーム」）

以上